

(2) 高齢者の介護

ア 要介護等の状況

介護保険制度における要介護者又は要支援者と認定された者（以下「要介護者等」という。）のうち、65歳以上の者の数についてみると、平成14年度末で332.4万人となっている（表1-2-36）。また、介護保険制度のサービスを受給した65歳以上の被保険者は15年4月審査分で

269万人となっている。男女別にみると男性が27.8%、女性が72.2%となっている（表1-2-37）。さらに、介護サービスの利用実態をみると、軽度の者は居宅サービスの利用が多い一方、重度（要介護4又は要介護5）の者は施設サービス利用が半数を超えている（図1-2-38）。

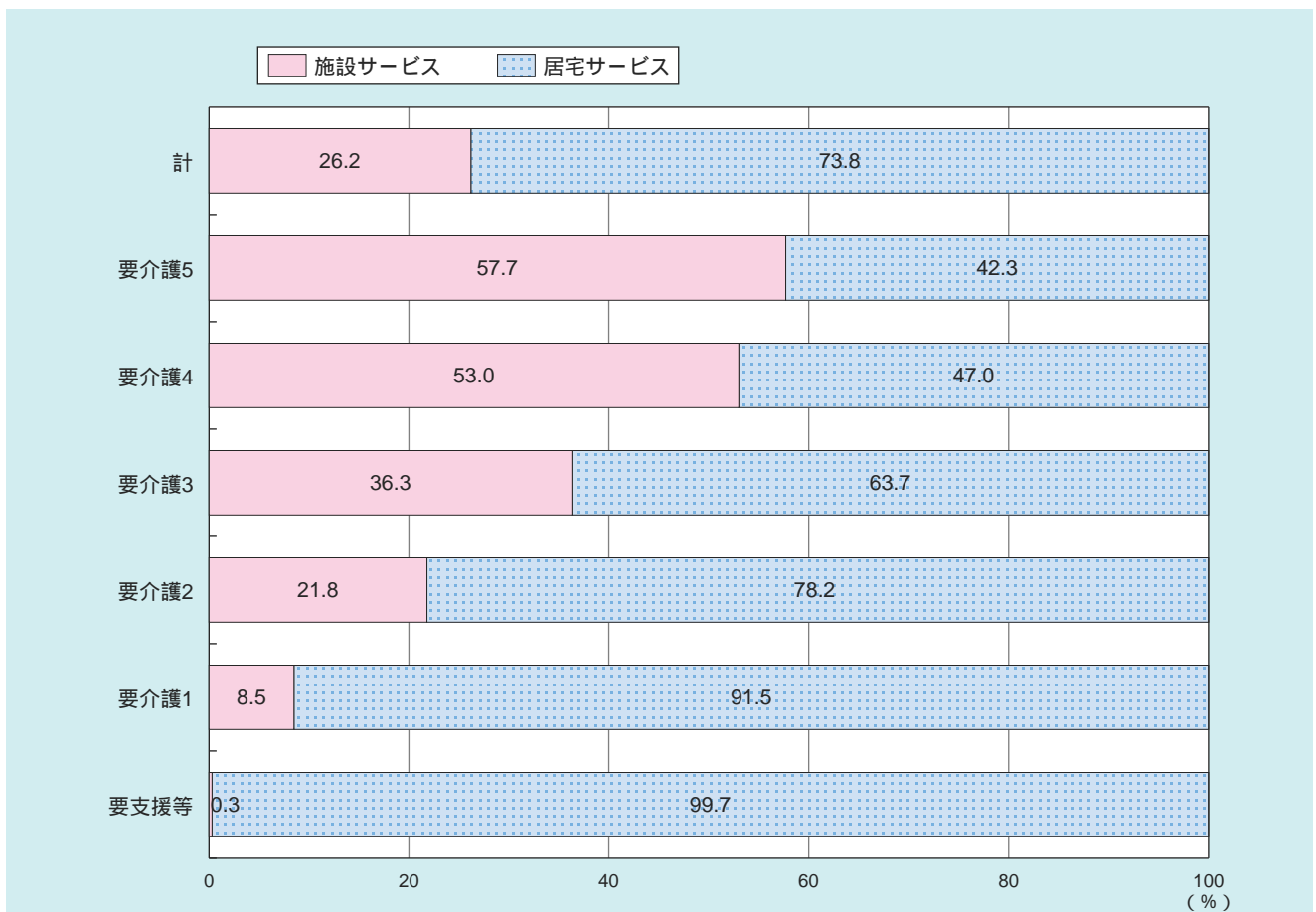
在宅の要介護者等の要介護度（要支援を含

表1-2-37 介護保険サービスの利用状況（介護サービス受給者数）

	総数	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者総数 (65歳以上の受給者)	2,690.5 (100.0)	321.8 (12.0)	794.0 (29.5)	509.6 (18.9)	361.4 (13.4)	363.9 (13.5)	339.8 (12.6)
男	746.8 (100.0)	69.9 (9.4)	197.8 (26.5)	165.1 (22.1)	116.5 (15.6)	107.3 (14.4)	90.6 (12.1)
女	1,943.6 (100.0)	252.1 (13.0)	596.2 (30.7)	344.6 (17.7)	245.1 (12.6)	256.4 (13.2)	249.3 (12.8)

資料：厚生労働省「介護給付費実態調査月報（平成15年4月審査分）」
 (注) ()内は総数に占める割合(単位：%)

図1-2-38 要介護度別のサービス利用状況（受給者数）



資料：介護給付費実態調査月報（平成15年4月審査分）
 (注) 居宅(施設)サービス/(居宅サービス+施設サービス)×100を示す。
 施設サービスの「要支援等」には、「非該当(介護老人福祉施設の旧措置入所者)」を含む。

む。)を男女別にみると、要支援者、要介護1、要介護2の合計は男性が57.6%、女性は63.0%となっており、認定を受けている者の中では女性の方が要介護度の低い者が多い。なお、最も

高い要介護5は男性で10.2%、女性で11.4%となっている(図1-2-39)。

施設等に入所している者の要介護度をみると、介護療養型医療施設に要介護度の高い者が

図1-2-39 性・要介護度別にみた要介護者等の状況

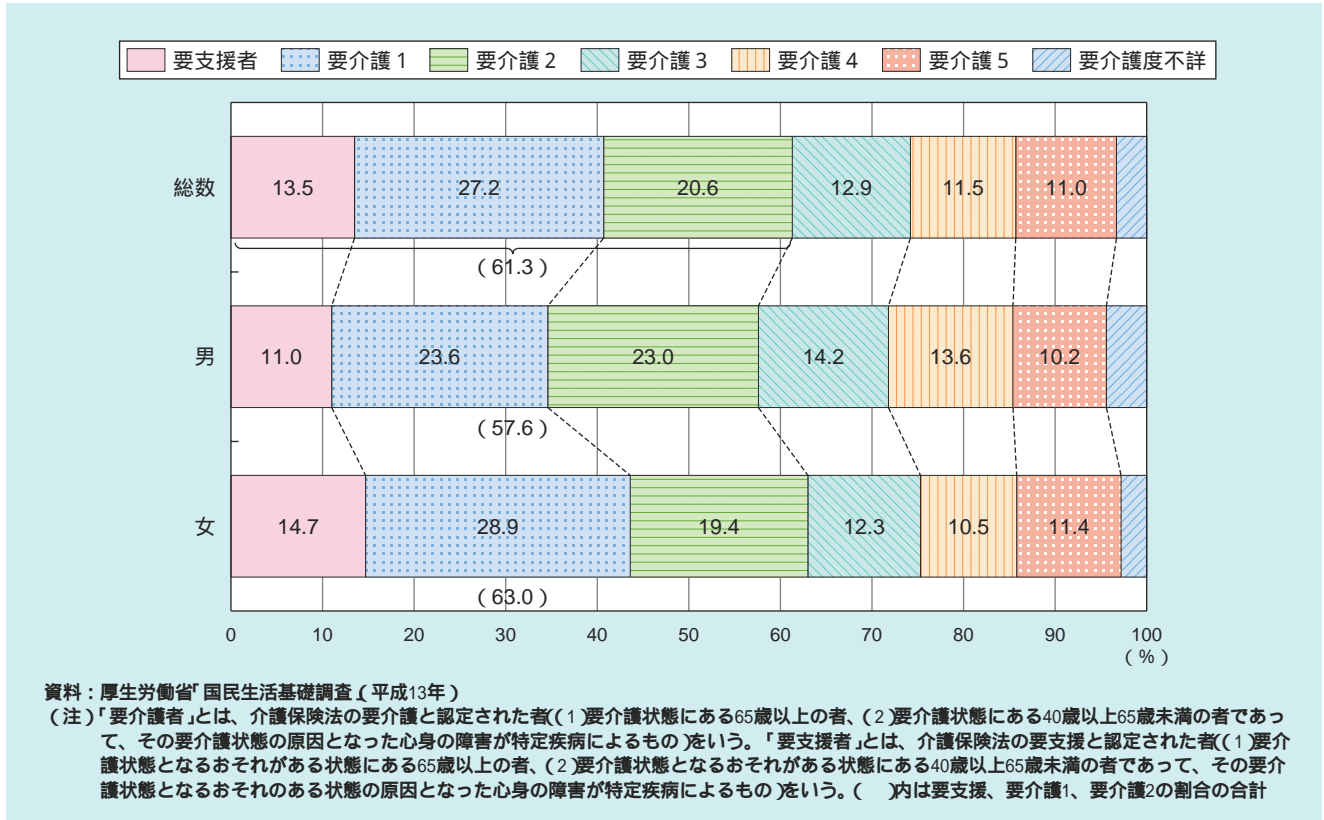
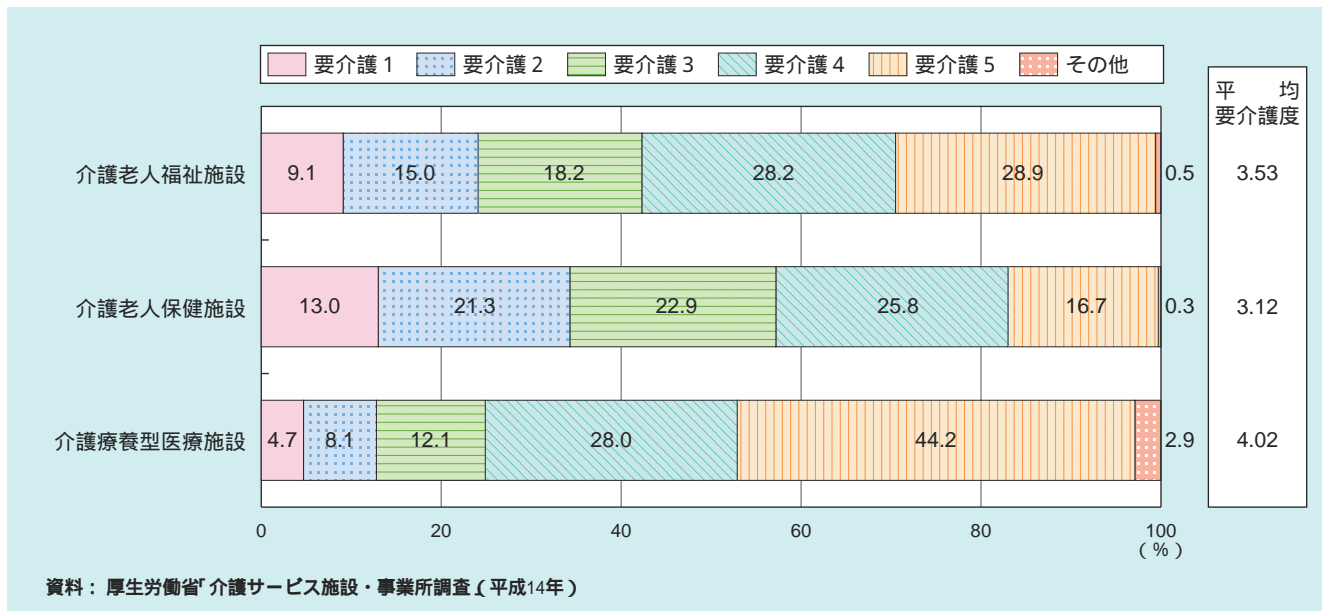


図1-2-40 在所者の要介護度別構成割合



多く、平均要介護度は4.02となっており、要介護5の者の割合も44.2%となっている。一方、介護老人保健施設には要介護度の低い者が多く、平均要介護度は3.12、要介護3以下の者の割合は57.2%となっている。介護老人福祉施設は平均要介護度、要介護度別の入所者構成比も両者の中間にある(図1-2-40)。

要介護者等のうち、医師による診断の結果、介護を必要とする「痴呆あり」と診断されている者は、在宅の要介護者等で男性9.6%、女性13.6%、また、施設在所者ではいずれも半数以上となっている(表1-2-41)。

要介護者等について、介護が必要となった主な原因についてみると、「脳血管疾患」が

27.7%と最も多く、次いで、「高齢による衰弱」16.1%、「骨折・転倒」11.8%、「痴呆」10.7%となっている。男女別では、男性の「脳血管疾患」が42.9%と特に多くなっている(図1-2-42)。

イ 家族と介護

要介護者等のいる世帯について、その世帯構造をみると、「三世帯世帯」が32.5%と最も多く、また、夫婦のみ世帯は18.3%、単独世帯は15.7%、「その他の世帯」(単独世帯、核家族世帯、三世帯世帯以外の世帯のことであり、高齢者と子ども夫婦と同居している世帯などが該当する。)は22.4%となっている。

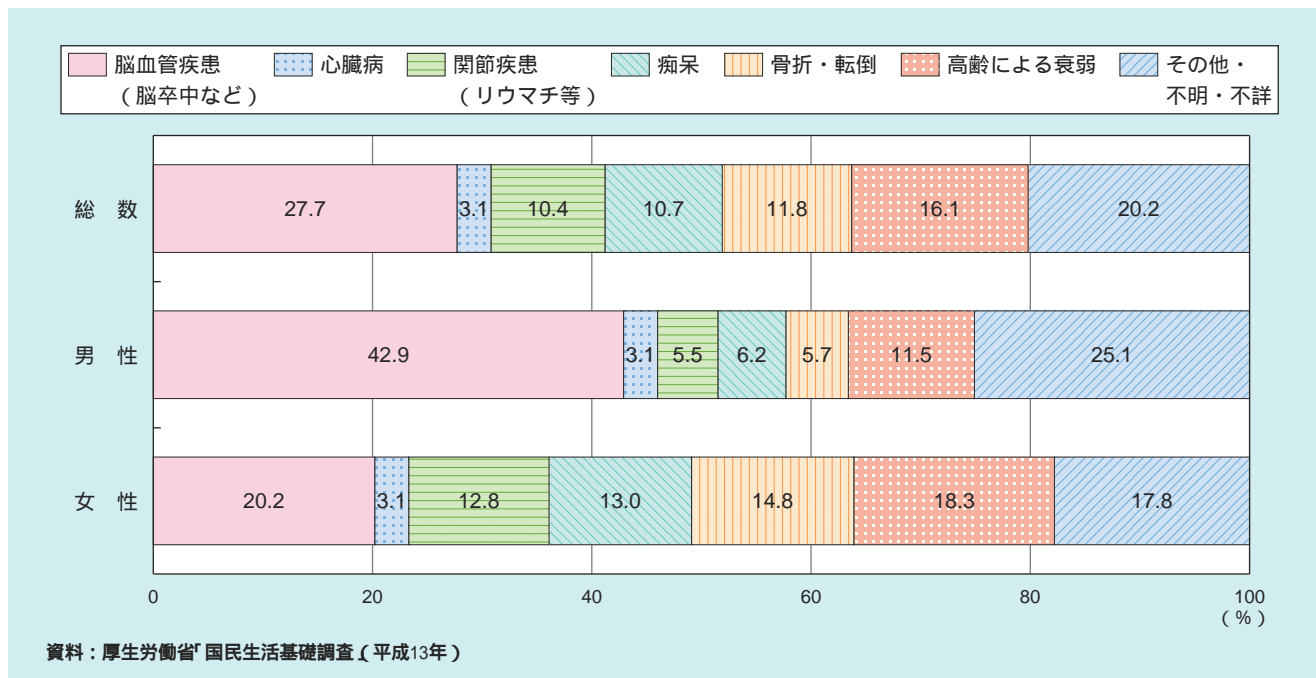
表1-2-41 要介護者等のうち痴呆(ランク 以上)のある者の割合

在宅要介護者等		施設在所者		
男	女	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
9.6	13.6	63.8	53.4	70.6

(単位: %)

資料: 厚生労働省「国民生活基礎調査(平成13年)」「介護サービス施設・事業所調査(平成13年)」
 (注1) 64歳未満の要介護者等を含む。
 (注2) 在宅要介護者等は、医師による診断を受け痴呆と診断された者の割合
 (注3) 「痴呆あり」のランクは、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」による。ランク とは「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする」状況をいう。

図1-2-42 要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因



単独世帯の割合についてみると、「要支援者のいる世帯」では34.8%を占めており、要介護1の者がいる世帯では24.5%であるが、要介護5の者がいる世帯では5.3%となっている。

これに対し、親と未婚の子どものみの世帯の割合は、要介護1の8.8%から要介護5では

12.4%と3.6ポイント増加しており、また、三世代同居世帯については、要介護1の28.9%から要介護5では45.9%と17.0ポイント増加している。

また、夫婦のみの世帯に住む者は、要介護1で15.4%、要介護5で14.5%を占めるなど、介

図1-2-43 要介護者等のいる世帯の世帯構造

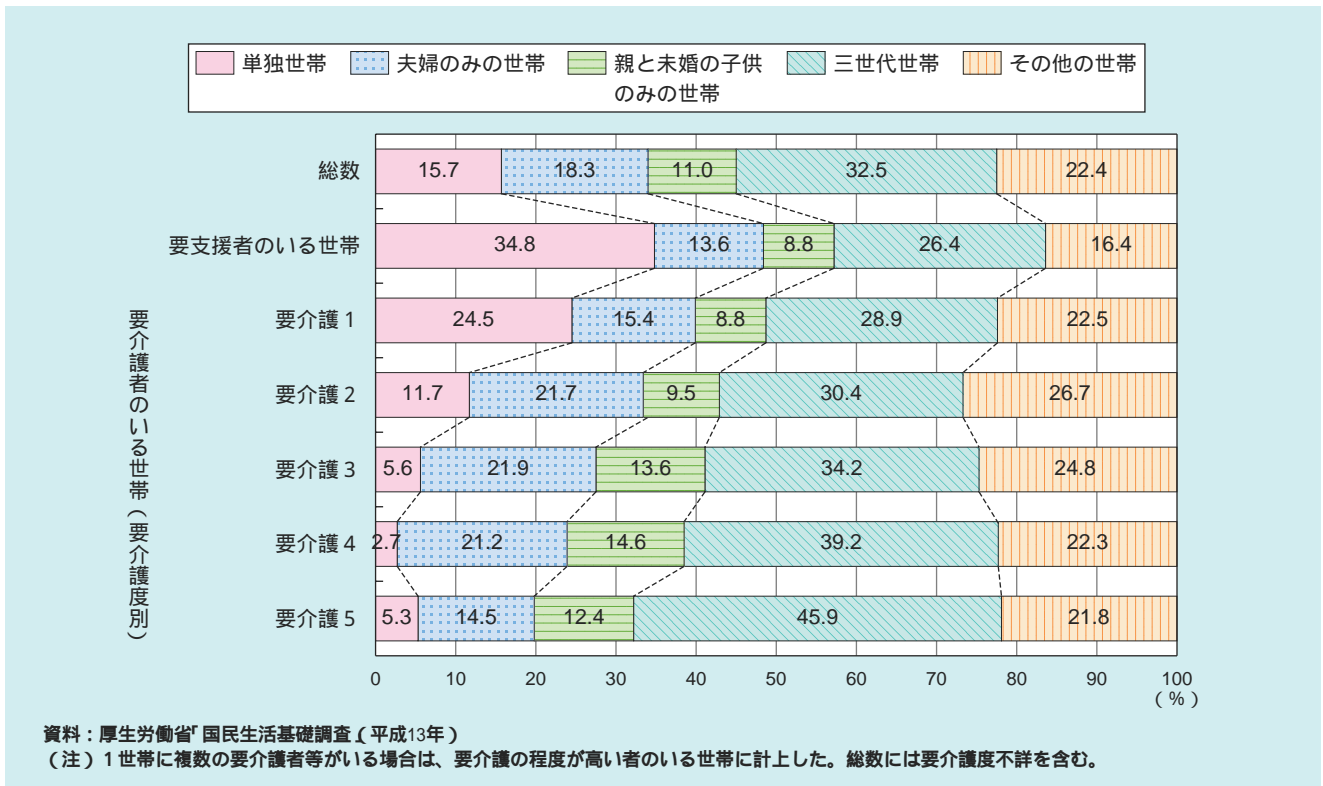
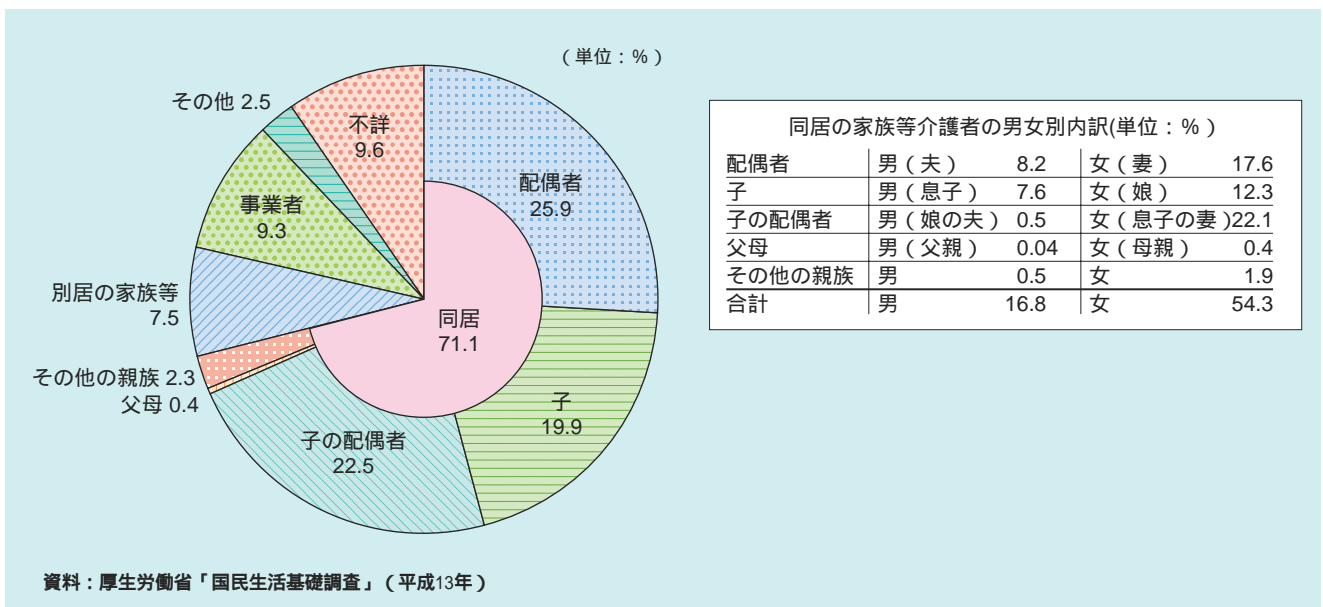


図1-2-44 要介護者等からみた主な介護者の続柄



介護サービスを利用しなければ高齢の配偶者しか介護の担い手がない世帯も相当なレベルで存在している（図1 - 2 - 43）。

要介護者等からみた同居している主な介護者の続柄をみると、妻が17.6%、息子の妻が22.1%、娘が12.3%となっており、これらを合計すると52.0%と女性が主な介護者の半数以上を占めている。

一方で、男性が主な介護者となっている割合は16.8%と少なく、夫（8.2%）と息子（7.6%）はほぼ同じくらいの割合となっているが、娘の夫は0.5%と1%に満たない（図1 - 2 - 44）。

家族の中ではだれに介護を望むのかについてみると、男女とも「配偶者」の割合が最も高いが、女性は「娘」の割合も高くなっている（図1 - 2 - 45）。

同居している主な介護者が1日のうち介護に要している時間をみると、「必要な時に手をかす程度」が37.9%、「ほとんど終日」27.4%となっている。要介護度別にみると、要支援者、要

介護1及び要介護2では「必要な時に手をかす程度」が最も多くなっているが、要介護3以上では「ほとんど終日」が最も多くなっており、要介護度5では約6割がほとんど終日介護している（図1 - 2 - 46）。

ウ 介護サービスの利用状況

何らかの居宅サービスを利用した要介護者等は75.6%となっている。居宅サービスの内容をみると、「通所サービス」を利用した者が44.0%で最も多く、次いで「訪問サービス」が41.8%となっている。

世帯構造別にみると、単独世帯では居宅サービスの利用率が86.8%と多くっており、中でも「訪問サービス」が71.0%と多く、次いで「通所サービス」30.4%、「配食サービス」16.4%となっている。また、三世帯世帯では居宅サービスの利用率が75.2%であり、その中では「通所サービス」が55.4%と多くとなっている（表1 - 2 - 47）。

図1 - 2 - 45 家族の中ではだれに介護を望むか

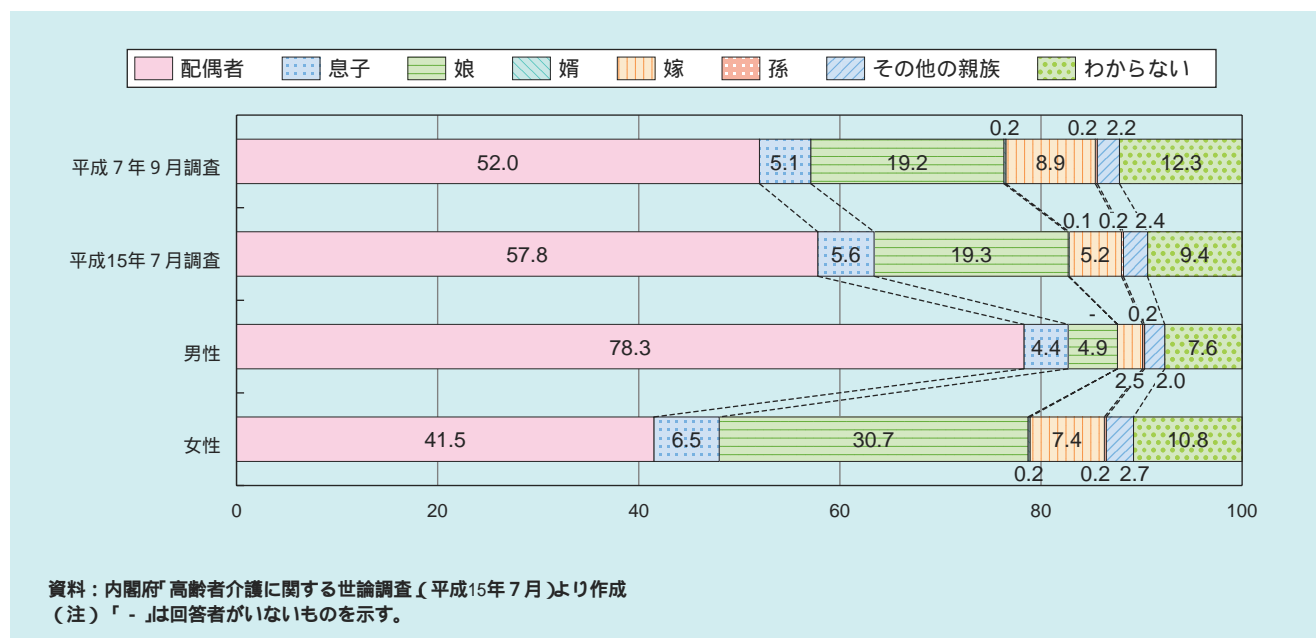


図1-2-46 同居している主な介護者の介護時間（要介護者等の要介護度別）

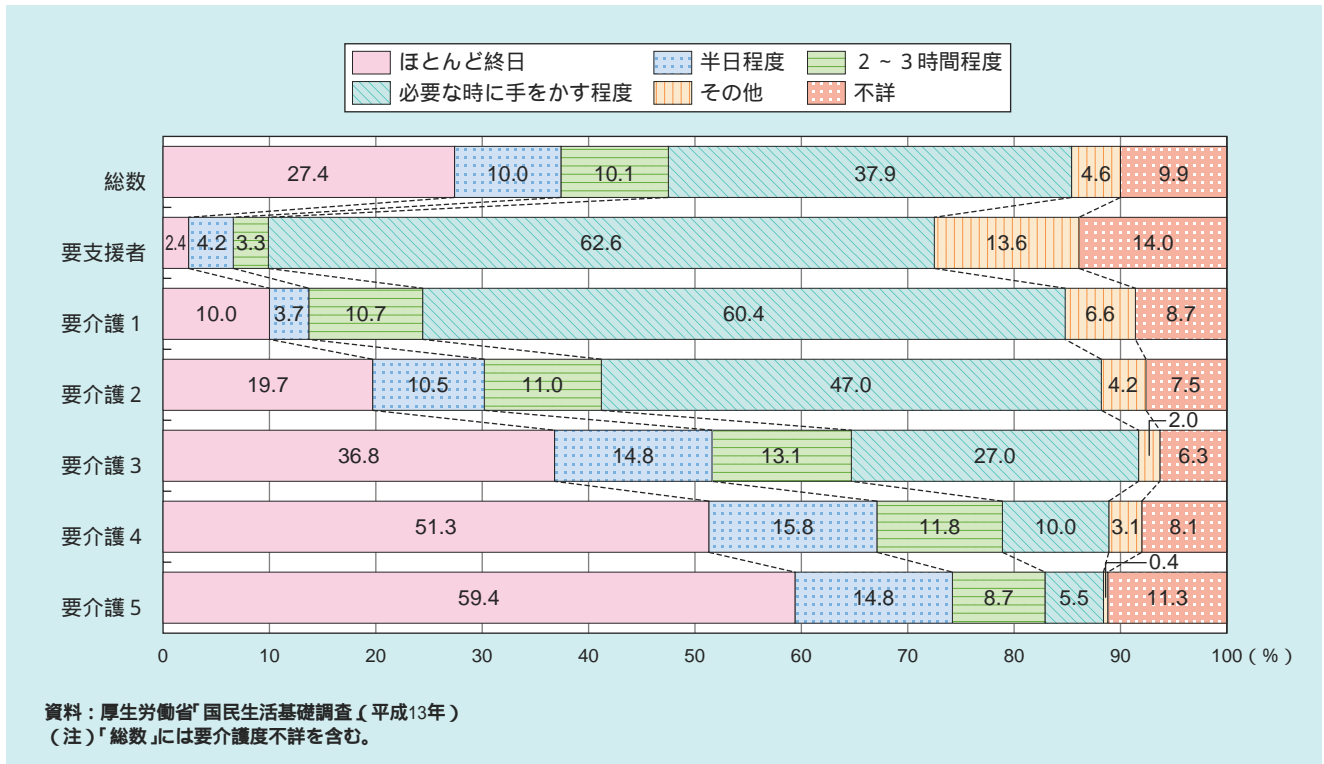


表1-2-47 要介護者等の世帯構造別に見た居宅サービスの利用状況

（単位：％ 複数回答）

居宅サービスの利用状況	総数	単独世帯	核家族世帯	（再掲） 夫婦のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	（再掲） 高齢者世帯
利用した	75.6	86.8	69.2	70.6	75.2	77.4	78.2
訪問サービス	41.8	71.0	45.0	45.5	30.3	34.5	54.7
通所サービス	44.0	30.4	34.2	32.6	55.4	50.1	33.0
短期入所サービス	12.1	4.3	7.5	8.3	15.5	18.7	8.9
配食サービス	5.2	16.4	6.4	7.5	0.9	2.3	10.8
外出支援サービス	3.1	5.9	4.4	4.9	1.9	1.2	4.6
利用しなかった	24.4	13.2	30.8	29.4	24.8	22.6	21.8

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（平成13年）」
 （注1）「訪問サービス」には訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、「通所サービス」には通所介護、通所リハビリテーション、「短期入所サービス」には短期入所生活介護、短期入所療養介護を含む。
 （注2）居宅サービスの種類の「利用した」の総数には、上記サービスの他、痴呆対応型共同生活介護、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、情報提供・相談サービス、保健事業による機能訓練、保健事業による訪問指導を含む。